

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 専決処分の発生原因となる事実

令和元年9月24日（火）頃、周南市若山1丁目の市営丸山墓地内において、自生する樹木が倒れ、同墓地内に建立されている相手方所有の墓石1基が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥158,540-

2 専決処分の年月日

令和2年1月31日